

# 社会保険

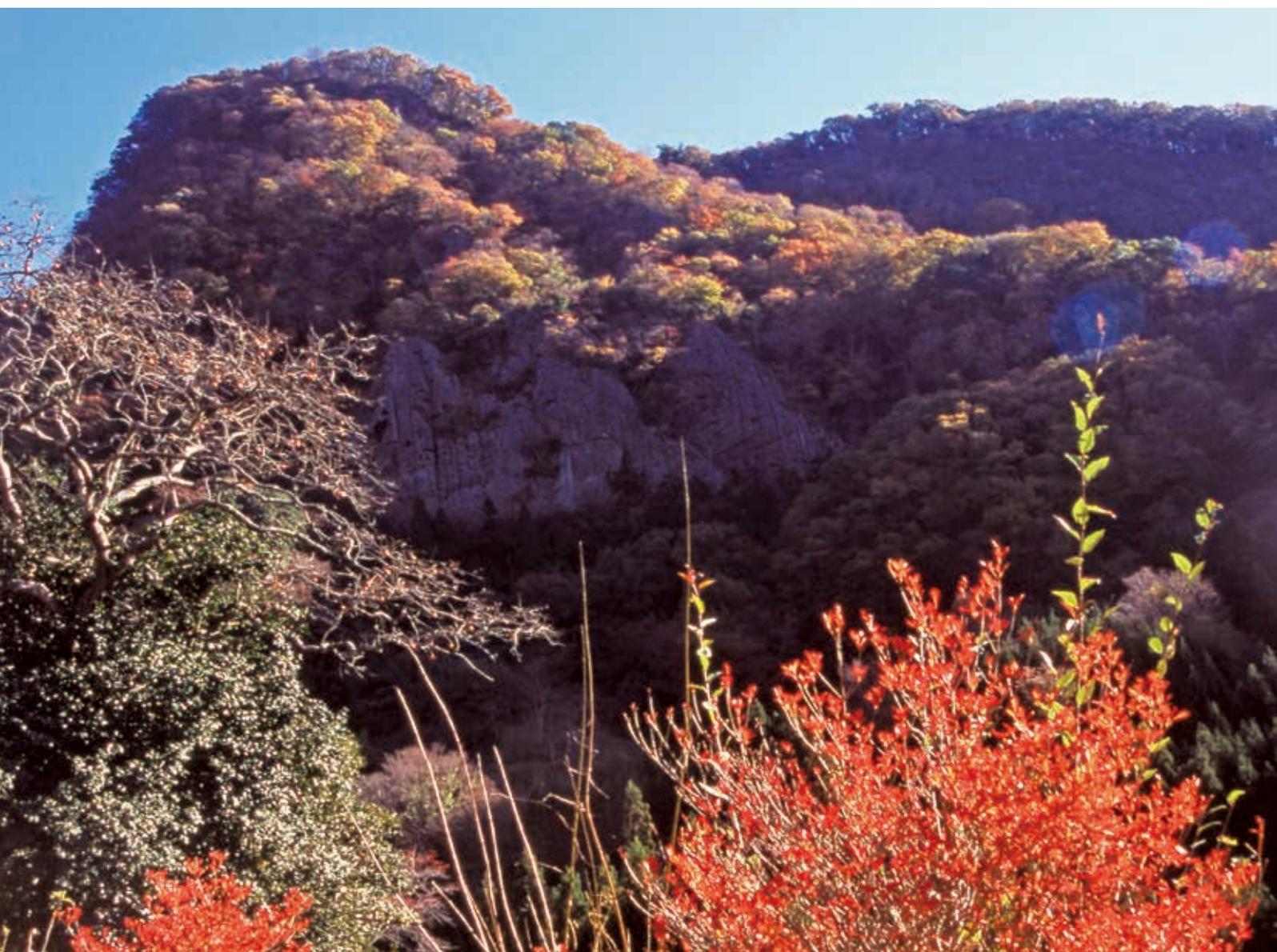
# いばらき

# 11

## 健康保険被扶養者認定事務の変更に伴うお願い

2018 November  
NO.484

- 交通事故にあったとき
- 今年度の健康診断はお済ですか？
- 11月はねんきん月間です



「秋の奥久慈」(撮影・太子町)：日本写真家協会会員 藤井 正夫

職場内で回覧しましょう

## 日本年金機構からのお知らせ

# 健康保険被扶養者認定事務の変更に伴うお願い

平成30年10月1日以降に日本年金機構で受け付ける「健康保険被扶養者（異動）届」について、添付書類の取扱いが変更になります。

### 1. 認定事務の変更について

○厚生労働省より、日本国内にお住まいのご家族の方を被扶養者に認定する際の身分関係及び生計維持関係の確認について、申立てのみによる認定は行わず、証明書類に基づく認定を行うよう、事務の取扱いが示されたことから、届出に際して、次の一覧に基づく書類の添付をお願いするものです。

○なお、一定の要件を満たした場合には、書類の添付を省略することが可能となります。添付書類が省略できる場合の届書の記入方法については、次頁をご確認ください。

### 2. 添付書類の変更及び添付書類の一部省略

○扶養認定を受ける方の続柄や年間収入を確認するため添付書類一覧のうち、扶養認定を受ける方が被保険者と同居しているときは項番1・2を、別居しているときは項番1・2・3を添付してください。

#### <添付書類一覧>

項番	添付書類	目的	添付の省略ができる場合
1	次のいずれか ・ 戸籍謄本または戸籍抄本 ・ 住民票 ※1 (提出日から90日以内に発行されたものを提出してください)	続柄の確認	次のいずれにも該当するとき ・ 被保険者と扶養認定を受ける方双方のマイナンバーが届書に記載されていること ・ 左記書類により、扶養認定を受ける方の続柄が届書の記載と相違ないことを確認した旨を、事業主が届書に記載していること
2	年間収入が「130万円未満 ※2」であることを確認できる課税証明書等の書類	収入の確認	・ 扶養認定を受ける方が、所得税法上の控除対象の配偶者または扶養親族であることを確認した旨を、事業主が届書に記載しているとき ※3 ・ 16歳未満のとき
3	仕送りの事実と仕送額が確認できる書類 ・ 振込の場合 … 預金通帳等の写し ・ 送金の場合 … 現金書留の控え(写し)		・ 16歳未満のとき ・ 16歳以上の学生 のとき

※1 被保険者と扶養認定を受ける方が同居していて、被保険者が世帯主である場合に限りです。

※2 扶養認定を受ける方が次のいずれかに該当する場合は「180万円未満」です。(収入には公的年金も含まれます)  
・ 60歳以上の方 ・ 障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害者

※3 障害年金、遺族年金、傷病手当金、失業給付等非課税対象の収入がある場合は、受取金額の確認ができる通知書等のコピーの添付が必要です。

\* 被保険者と扶養認定を受ける方との同居の確認については、日本年金機構で確認を行うため、原則、書類の添付は不要ですが、確認できない場合には、別途、住民票の提出を求めることがあります。

○手続きの際に必要な添付書類については、日本年金機構ホームページにも掲載しておりますので、ご参照ください。

○ご不明な点がございましたら、「ねんきん加入者ダイヤル」またはお近くの年金事務所の担当窓口へお問い合わせください。

日本年金機構 検索 <http://www.nenkin.go.jp/>

お問い合わせは「ねんきん加入者ダイヤル」へ!

ねんきん加入者ダイヤル(事業所、厚生年金加入者向け)

**0570-007-123**

050から始まる電話でおかけになる場合は(東京)03-6837-2913

<受付時間> 月～金曜日 午前8:30～午後7:00  
 土曜日 午前9:00～午後5:00

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

資格取得届や被扶養者異動届などの各種届書は埼玉事務センターへ直接郵送してください

届書の送付先

〒330-8530

さいたま市浦和区針ヶ谷4-2-20 住友生命浦和テクノシティビル3階

日本年金機構 埼玉広域事務センター

※封筒に事務センター名と郵便番号を記載するだけでも届きます。

# 認定事務の変更に伴う健康保険被扶養者（異動）届の記入方法 ～添付書類の一部省略～

様式コード 2202	協会管掌事業所用 健康保険 国民年金	被扶養者（異動）届 第3号被保険者関係届	
平成 年 月 日	事業所整理記号	届出記入の個人番号（基礎年金番号）に誤りがないことを確認しました。	受付印
事業主所在地	事業主氏名	厚生年金被保険者の配偶者にかかる届出の記載がある場合、同時に『国民年金第3号被保険者関係届』として受理し、配偶者を第3号被保険者として、第2号被保険者を配偶者として読み替えます。	氏名等
事業主確認欄	事業主等受付年月日	収入に関する証明の添付が省略されている者は、所得税法上の控除対象配偶者・扶養親族であることを確認しました。	平成 年 月 日
A. 被保険者（配偶者）	被扶養者（第3号被保険者）	配偶者が被扶養者（第3号被保険者）になった場合は「該当」、被扶養者でなくなった場合は「非該当」、変更の場合は「変更」を○で囲んでください。	
B. 第3号被保険者（配偶者）	配偶者以外の方が被扶養者になった場合は「該当」、被扶養者でなくなった場合は「非該当」、変更の場合は「変更」を○で囲んでください。		
C. その他の被扶養者（配偶者）			
C. その他の被扶養者（配偶者）			
C. その他の被扶養者（配偶者）			

1. 収入に関する添付書類の省略  
①の「確認」欄を○で囲んでください。

2. 続柄に関する添付書類の省略  
②と③にマイナンバーを記入してください。  
戸籍謄本等で被保険者と被扶養者の続柄を確認した場合は、④に「続柄確認済み」と記入してください。

※被扶養者の「該当」と「非該当（変更）」は同時に提出できません。「該当」、「非該当」、「変更」はそれぞれ別の用紙で提出してください。

扶養に関する申立書（添付書類が提出できない事情にある場合に記入してください。）

上記の事実と相違ありません。 氏名

## 協会けんぽ茨城支部からのお知らせ



# 交通事故にあったとき

交通事故にあった時、どうすればいいの？・・・次の流れを参考に落ち着いて対処しましょう。

### ① ケガの状態を確認

必要な場合は救急車を呼びましょう

### ② 警察に連絡

- 小さな事故でも必ず警察に連絡しましょう
- 現場確認をもらい、「交通事故証明書」を請求しましょう
- 医療機関で治療する場合は必ず「人身事故扱い」にしてください

### ③ 事故相手を確認

- 運転免許証(氏名・住所)、連絡先、ナンバープレート、車検証(車の持ち主)、勤務先、相手が加入している自動車保険等をひかえる
- 安易に示談しないようにしましょう  
示談すると、後で加害者に医療費を請求できなくなることがあります

#### ご注意

ご自身が運転している車で自損事故を起こし、同乗者がケガをされた場合でも、保険証を使う場合は協会けんぽまでご連絡ください。

### ④ 協会けんぽに連絡

加害者が不明の場合も必ずご連絡ください！

その他にも・・・こんな時には協会けんぽにご連絡ください！



## 連絡

交通事故以外にも、次のような第三者の行為による負傷や病気は、加害者が治療費を負担しなければなりません。このような場合に、保険証を使用して医療機関を受診される場合は、**必ず協会けんぽにご連絡ください。**

他人のペットに  
噛まれた

購入食品や  
飲食店での食中毒

スキーやスノーボードなどの  
衝突・接触事故

不当な  
暴力によるケガ

#### 労働災害・通勤災害の場合は保険証が使えません！！

- 業務上や通勤途上でケガをした場合は、労災保険の対象となり、原則として保険証は使用できません。
- 受診する際は、医療機関の方に「労災・通災」の旨をお伝えいただくとともに、すみやかに勤務先の人事担当者に連絡の上、労働基準監督署へ届け出てください。



## 手続き

業務外の事由による交通事故など、他人(第三者)の行為によって病気やけがをしたときに健康保険で治療を受ける場合は、「**第三者行為による傷病届**」等の提出が必要となります。

### 提出書類

- ▶ 第三者行為による傷病届
- ▶ 負傷原因報告書
- ▶ 念書
- ▶ 損害賠償金納付確約書(加害者記入)
- ▶ 示談書の写し ※示談が成立している場合のみ



### 交通事故の場合、加えて提出する書類

- ▶ 事故発生状況報告書
- ▶ 同意書
- ▶ 交通事故証明書
- ▶ 人身事故証明書入手不能理由書  
※警察への届出を物損(物件)事故として処理している場合のみ

「第三者行為による傷病届」を提出して健康保険で治療を受けた場合、**本来、加害者が支払うべき治療費などを協会けんぽが立て替え**、後日、協会けんぽが相手方に請求します。



## 示談

健康保険で治療中に示談が成立した場合、損害賠償請求権を放棄したことになり、**健康保険で治療を受けることができなくなる可能性があります。**示談をするときは、**事前に**協会けんぽ茨城支部までご相談ください。

お問い合わせ先 レセプトグループ ☎029-303-1583

## 今年度の健康診断はお済みですか？

年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部を補助しています。(受診時に協会けんぽの加入者であることが必要です。)

### 生活習慣病予防健診 35～74歳の従業員(被保険者)様

**がん検診が含まれます！** 肺がん・胃がん・大腸がん・乳がん・子宮頸がん  
病気の早期発見やその後の治療に大変有効です。

#### とってもおトク！

健診費用の約6割を協会けんぽが負担するので18,500円相当の健診を約7,000円の自己負担で受けることができます。

#### 定期健康診断の内容をすべて含みます！

事業者に義務付けられた「労働安全衛生法に基づく定期健康診断」の項目をすべて含んでいます。



【重要】  
詳細はホームページ、または健診のご案内をご覧ください！

#### 主な検査内容

##### 一般健診

- 診察等 ●身体計測 ●血圧測定 ●尿検査 ●便潜血反応検査
- 血液検査 ●心電図検査 ●胸部、胃部レントゲン検査等

その他、年齢などによって、上記の一般健診に加えて、付加健診、乳がん検診、子宮頸がん検診、肝炎ウイルス検査を受診できます。

### 特定健康診査 40～74歳のご家族(被扶養者)様

#### 集団健診ではがん検診と同時に受診できます！

実施時期は市町村の健康カレンダー、広報誌等をご覧ください

#### かかりつけ医療機関でも受診できます！

「かかりつけ医療機関で受診したい」という声にお応えして、県内では573機関で受診が可能となっています。特定健康診査受診券に同封の「特定健診受け方ガイド」で医療機関をご確認ください！

特定健康診査受診券は黄色い封筒でお送りしています。



#### とってもおトク！

協会けんぽが健診費用(6,520円)を負担するので基本的な健診を県内では500円または1,916円の自己負担で受けることができます。

#### 主な検査内容

##### 基本的な健診

- 診察等 ●身体計測 ●血圧測定 ●尿検査
- 血中脂質検査 ●血糖検査 ●肝機能検査

##### 詳細な健診

- <医師の判断により実施>
- 心電図検査 ●眼底検査
  - 貧血検査 ●血清クレアチニン検査

特定健康診査を受診するには「特定健康診査受診券」が必要となります。

お持ちでない場合は、特定健康診査受診券申請書をご提出いただくか、協会けんぽまでお問い合わせください。

健診を受けた後は・・・メタボリックシンドロームに着目した**特定保健指導**をご利用ください

生活習慣病予防健診の結果、生活習慣の改善が特に必要な方を対象に行う保健指導です。健診結果をもとに、日々の生活習慣を保健師や管理栄養士と一緒に振り返ることで、ライフスタイルにあった目標設定と実行に移すきっかけ作りをお手伝いします。

- ご本人(被保険者)様・・・該当者のいる事業所さまへは個別面接の日程調整のため、協会けんぽからご連絡いたします。
- ご家族(被扶養者)様・・・特定保健指導利用券を送付いたしますので、同封の契約健診機関へお問い合わせください。

お問い合わせ先 保健グループ ☎029-303-1584

#### お問い合わせ先



全国健康保険協会 茨城支部

協会けんぽ

〒310-8502 水戸市南町3-4-57 水戸セントラルビル

協会けんぽ 茨城

検索

<http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/ibaraki/>

## 日本年金機構からのお知らせ

11月は

# ねんきん月間 です

年金保険料、納めていますか？  
この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を行います。

いいみらい  
11月30日は  
年金の日

公的年金は、老後の支えとしての役割だけでなく、若い時に障害を負ってしまった場合や、家計の支え手を亡くした場合にも、もらうこと(障害年金、遺族年金)ができます。

「ねんきん月間」では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。この機会に、公的年金について考えてみませんか？

「ねんきん月間」の趣旨は、ホームページをご覧ください。

●日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

### 「ねんきん月間」の取組内容

- 市町村役場、大学、商業施設など、全国各地のさまざまな場所で、年金事務所職員などによる出張年金相談を行います。
- 大学や高校などで、学生向け年金セミナーを実施します。
- 「わたしと年金」エッセイの優秀作品を発表します。(日本年金機構ホームページ上)
- 国民年金保険料の納付案内を積極的に実施します。



### ⚠️ 年金保険料、納めていますか？

国民年金保険料を納めないまま放置すると・・・

年金を受け取ることができない場合があります!! 保険料は必ず納めましょう。

国民年金保険料を納めるのが難しい場合は・・・

所得が少ないなど、保険料を納めることが難しい場合は、申請することにより、保険料の納付が免除、または猶予される制度があります。

この機会に、年金について考え、公的年金制度の趣旨や仕組みについてご理解いただきますようお願いいたします。